

令和8年度奈良県世界遺産魅力発信リーフレット作成業務 委託事業者募集に係る質問と回答

■令和8年6月29日付けの質問に対する回答

【質問1】

リーフレット原稿作成及び印刷製本業務について

A4サイズ、最大8ページ相当を上限としていますが、いわゆる「観音開き」による製本を想定したものでしょうか？

サイズや折りの数を変えたり、冊子タイプも含めた提案も可能ということでしょうか？

【回答1】

A4サイズ、最大8ページ相当を上限としているものであれば、サイズや折数、製本方法等の制限はございません。

【質問2】

提案に使用する寺社や仏像などの画像について

提案資料に寺社の建築物、仏像などの画像を使用した場合、当該の寺社などへの使用許可は必要となりますか？

また、実際の制作時には、画像使用料等は免除（あるいは使用料等の支払いも見積もりに含める必要）されますか、使用に際しての交渉は業者側が行うこととなりますか？

【回答2】

提案資料への画像使用にかかる使用許可の可否については、こちらでお答えいたしかねますので、各画像の使用許可権者にご確認ください。

実際の制作時の画像使用料等免除の可否についても、各画像の使用許可権者にご確認ください。画像使用料等が生じる場合は、その費用も本業務の委託料に含みます。使用に際しての交渉については、原則受注者において対応していただきます。

【質問3】

JV（事業共同体参加）は可能でしょうか？

【回答3】

本業務委託は、JVでの参加は認めておりません。

【質問4】

受託実績は具体的に「歴史文化」ジャンルだけでしょうか？

【回答4】

募集要項に記載のとおり、歴史・文化系のリーフレット等制作業務としております。

【質問5】

配布計画 or 配架プランはすべて受託者が事前に決めておくということになるのでしょうか？

【回答5】

配架場所及び配架部数の計画は、受託事業者の提案に基づき、県と協議のうえ決定いたします。

【質問6】

今回の制作業務に参考となる世界遺産のサンプルのパンフレットは現存されますでしょうか？
例えば県庁や観光協会で配布されておられますでしょうか？

【回答6】

今回の業務は新たなパンフレットを制作するものであり、「参考となる世界遺産のサンプルのパンフレット」は指定いたしません。